

2025年12月8日

国民民主党
代表 玉木 雄一郎 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

2026年度予算編成等に関する要請書

わが国は、超少子高齢化、人口減少が想定以上に加速していることに加え、所得格差の拡大や貧困の固定化、人口の一極集中など構造課題の改善が見られません。さらに、食料品など生活必需品の継続した価格上昇やガソリン価格の高止まりなどが、国民生活、特に、低所得者に深刻な影響を与え続けており、恒久的で実効性ある物価高対策の早期実施が必要です。

加えて、わが国経済は緩やかな成長を維持しているものの、今後も賃金・物価・経済成長のサイクルを回していくためには、継続的な賃上げを可能とする環境整備と、雇用の安定と公正労働条件の確保のもと、今後の経済成長の礎となるDX・GXなどへの積極的な投資、将来不安の解消につながる税財制改革と社会保障制度の確立に取り組む必要があります。

また、昨年から続く米の不足と価格高騰は、日本の農林水産政策の課題を改めて浮き彫りにしており、食料安全保障の観点からも、農業の持続可能な産業基盤の確立と競争力のある強い農業を実現する必要があります。

なお、これらの政策への十分な予算措置は不可欠ですが、わが国財政は、歳出が税収を上回る状況が続いており、その差の多くは国債発行によって賄われています。これ以上将来世代に負担を先送りしないためにも、財政規律の強化と歳出構造の不断の見直しに着手すべきです。

私たち連合は、このような課題認識のもと、予算編成などに関する要請事項を取りまとめました。働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受けとめいただき、2026年度予算・税制改正などに反映いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 誰もが安心してくらす社会実現のための税財制改革と食料安全保障

- (1) 低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」や、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」を導入する。
- (2) 物価動向などを踏まえ、所得税の課税最低限を引き上げる。その際、基礎控除額は所得額にかかわらず一律とし、現行制度も含め見直しをはかる。その上で、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えることを基本とする。

- (3) 税による所得再分配機能の強化に向けて、金融所得課税を抜本的に強化するとともに、将来的な所得税の総合課税化を検討する。
- (4) 自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、ガソリンなど燃料課税の暫定税率や自動車重量税の廃止など税の軽減・簡素化をはかる。その際、地方財政に配慮し、必要な税財源を確保する。
- (5) 退職所得控除について、ライフスタイルに合わせた多様な勤労形態などを踏まえ、勤続年数にかかわらず控除額を一律にする。控除額は、現行制度と比較して退職所得控除額が勤続 60 年までは減額とならない年 60 万円とする。
- (6) 中長期的な財政健全化と将来世代への負担の先送り解消に向けて、行財政改革と税制の抜本改革による財源調達能力を強化し、早期のプライマリーバランスの黒字化をはかるとともに、国と地方の財政に関する将来推計や、政府の財政計画の監視・評価を行う独立財政機関を設置する。
- (7) 食料安全保障の観点から、安定的な食料供給に向けて農業の担い手を確保すべく、農業者の所得の確保をはかるため、「合理的な価格形成」の実現、生産性向上などを通じて競争力のある強い農業を確立する。また、農業者が再生産可能な所得を確保できているか検証のもとで各種支援制度の見直しを行う。あわせて、集落営農や経営の法人化などを通じて地域の再生および新規雇用の創出をはかる。

2. すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

- (1) ひとり親世帯やヤングケアラーなど多様で複合的な課題を抱える人への支援強化に向けて、支援する側の課題も把握しつつ、居住確保や子どもの学習・生活支援など重層的な支援体制を構築するとともに、現場を担う人材の確保に向けた処遇改善策の実行と財源を確保する。
- (2) 切れ目のない効率的な医療提供体制の構築に向けて、外来・在宅医療を含めた医療機関の機能分化・連携を着実に進めるとともに、地域間・診療科間の医師偏在是正に向けて、規制的手法を中心とした取り組みを進める。また医療人材の確保に向けて、診療報酬改定などを通じてさらなる処遇改善施策を実行できる財源を確保する。
- (3) 訪問介護の実施状況など介護報酬改定による影響の実態把握を丁寧に行い、質の高い在宅ケアの拡充に資する対策を講じるとともに、現場を担うすべての介護人材の確保に向けて、さらなる処遇改善施策を実行できる財源を確保する。また人員配置を緩和することなく、業務負担軽減の観点から、ICTやAIなど新技術の活用促進を支援する。
- (4) 被用者保険の適用拡大を早期に進めるとともに、第3号被保険者の生活実態を分析するなど、将来的な第3号被保険者制度の廃止に向けた会議体を早期に設置する。
- (5) 安全で質の担保された子ども・子育て支援サービスの提供体制の確保に向けて、保育中の事故の未然防止、災害時の安全確保などをはかる。こども基本法にもとづき、子どもの権利擁護、子ども・子育て政策の立案・実施、子どもに対する体罰の禁止などを周知徹底する。また、児童相談所や児童養護施設などの体制強化と子ども・子育てにかかわる職員の賃金・労働条件の改善や人材確保を実行できる財源を確保する。

3. 中小企業などの賃上げ基盤整備の強化および産業構造の変化への対応と地方創生の推進

- (1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公共調達部門も含めた周知浸透と対応の徹底を働きかけるとともに、2026年1月1日の中小受託取引適正化法（取適法）の施行に向けた周知を含む準備等を着実に進める。また、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大するとともに、「よろず支援拠点」に設置が検討されている支援窓口を活用し、中小企業の経営効率化・生産性向上を促進する環境を整備する。
- (2) 経済・産業の構造変革への対応に向け、あらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、DXの実現に向けた環境整備を積極的に支援する。また、「デジタル・ガバメント」を実現し、国民生活の利便性向上や非常時におけるセーフティネットの構築につなげる。その際、国内IT産業の育成を支援する。
- (3) 産業・経済・社会の様々な変化への対応に向け、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を着実に実施する。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。
- (4) GX推進戦略の実施に当たっては「公正な移行」の実現や「S+3E」の確保を前提に、関係当事者との積極的な社会対話を基本に進めるとともに、「公正な移行」の具現化にあたっては「グリーンな雇用創出」策や「失業なき労働移動」のためのセーフティネットの検討に着手し、そのための十分な予算措置を講じる。
- (5) 地方創生交付金について、事業の採択要件や運用の条件緩和などを行い、より地域の自主的・主体的取り組みへの支援が可能な制度とする。あわせて、国民の住まいの選択と移動の自由が担保されるよう、過疎地の移動手段の確保などの取り組みに必要な予算措置を講じる。

4. 雇用の安定と公正労働条件の確保

- (1) 労働者のいのちと健康を守るとともに豊かな生活時間を確保する観点から、長時間労働の是正と労働からの解放の保障にかかる制度整備など、「働き方改革」の一層の推進をはかる。なお、「働き方改革」に逆行する労働時間規制の緩和は行わない。
- (2) 技能実習生を含む外国人労働者を受け入れる企業等に対する指導・監督などに必要な予算を充実させるとともに、外国人技能実習機構の体制強化・人材育成および監理支援機関の確認等に必要な体制整備に関する予算措置を行う。また、外国人労働者を受け入れる産業の業所管省庁についても、当該分野において適正な受入れが実施できるよう予算措置を講じるとともに、安易な受け入れ人数の拡大につながらぬよう、分野ごとの人手不足や賃金水準、日本人の就業率等の把握、検証を行う。
- (3) 企業の倒産時において労働債権が優先的に確保できる新たな制度の創設や、あらゆる事業再編における労働契約の承継と解雇の制限など、労働者保護に必要な措置を強化するための必要な予算措置を講じるとともに、改正された担保法制の関係法令について周知徹底をはかる。

- (4) 地域における雇用維持・雇用創出に向けて、ハローワークなどによる求人開拓や、職業訓練、相談・マッチング機能の強化、求職者等への職場情報提供の充実などの予算措置を講じる。また、労働保険特別会計の安定化を通じて、今後の雇用失業情勢の変動などに臨機応変に対応できるよう備える。
- (5) 働く者の技術・技能やキャリア向上に向けて、非正規雇用で働く者や障がい者などを含め、誰もが希望する能力開発等の機会を確保する。また、「人への投資」を強化するとともに、労働者の能力向上を処遇改善につなげるための支援など予算措置を拡充する。
- (6) 労働関係法令の知識や理解が不足していることから生じるトラブルを防止するためには、ワークルールを正しく理解することが重要であり、「ワークルール教育」を定着・充実させるための予算措置を講じる。
- (7) 最低賃金について、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準をめざすとともに、地域間額差の是正を進める目安額が決定されるよう努める。また、中小企業・小規模事業者において最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備の拡充および周知や、各地方が講じる各種の助成に対する政府としての支援について、関係省庁と連携をはかり、必要な予算措置を講じる。

5. 教育機会の均等実現と教育の質的向上

- (1) 就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。また、GIGAスクール構想における、国費による端末の保守・更新や高校への整備、情報通信技術支援員の拡充、デジタル・シティズンシップ教育などを推進する。
- (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、就学前教育から中等教育までの教職員の配置増や定数改善、教員の処遇改善策、部活動の学校から地域クラブ活動への着実な移行、外部人材の活用も含めた負担軽減、教員の長時間労働の是正に向けた給特法の抜本的な見直しなど、学校の働き方改革を実現するための十分な予算措置を講じる。

6. 防災・減災の推進と東日本大震災からの復旧・復興

- (1) 地域コミュニティの希薄化など、自然災害の被災地が抱える問題の複雑化・多様化を踏まえ、被災者が安心して生活を再建できるよう、アウトリーチ型の見守り機能や相談体制を含む重層的な支援を強化する。激甚化・頻発化する自然災害に備え、早期復旧に向けたライフラインの整備、多様な意見を踏まえた個別避難計画の策定、避難所のあり方や住宅の確保など、人命を最優先にした防災・減災対策を推進する。
- (2) 若年層を中心に、被災のために心のケアを必要とする人が、中長期的な支援を継続的に受けられるよう、心のケアセンターや各自治体の心のケア事業の予算確保と体制維持・拡充をはかる。

7. 子の福祉の確保に向けた改正民法（家族法）施行への対応

- (1) 改正民法（家族法）施行までの間に、法の円滑な施行を推進するため、子の福祉の確保のための父母の責務の明確化などの法の趣旨および国会審議の内容や、関係府省庁・関係機関の連携による対応内容について、誤解のないよう国民、地方公共団体、学校および病院をはじめとした現場への十分な周知、啓発を行う。また、DV・虐待のある事案など、多様な問題に対する判断が求められる家庭裁判所の人的・物的体制の強化および専門性向上のための十分な予算措置を講じる。

8. 国民の権利保障に資する投票環境の整備

- (1) 投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、海外赴任者の選挙権保障などの観点から、端末での電子投票を可能とする。また、有権者の投票機会のさらなる確保のため、投票当日投票所の維持はもとより、共通投票所設置の拡大や期日前投票所の開設期間と時間の延長、移動期日前投票所の拡充について、十分な人員配置と予算措置を講じるとともに、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化と対象拡大を進める。
- (2) 若者の政治意識の醸成に向けて、義務教育段階から主権者教育を行う。

以 上